

## 平成20年度リスク評価における考慮事項について

平成20年度のリスク評価候補物質は、EUの評価2以上又はIARCの2A以上の物質のうち我が国で未評価の44物質を対象とし、過去2年に比べ物質数が大幅に増加していることから、本年度のリスク評価が効率的に進められるよう、リスク評価にあたって考慮が必要となる以下の点について、リスク評価検討会での検討する。

なお、本検討結果については、必要に応じ、リスク評価の手法に反映することとする。

### 1. 米国産業衛生専門家会議（ACGIH）又は、産業衛生学会の許容濃度が設定されていない候補物質の2次評価値の設定の考え方について

リスク評価候補物質の拡大に伴い、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）のTLV-TWA又は、産業衛生学会の許容濃度が設定されていない候補物質が増えている。これら許容濃度等は管理措置導入を判定する2次評価値として採用される重要な指標となるが、これら指標値がない場合場合の2次評価値の設定方法について、以下のような指標の採用の考え方を含め検討する必要がある。

- ① その他外国機関において策定された管理濃度等
- ② 一般環境に関し策定された管理濃度等
- ③ 発がん以外の毒性試験でとられた無毒性量（NOAEL）等

### 2. ばく露作業報告の提出がない場合のばく露評価のあり方について

労働安全衛生法では500kgを超える物質の製造・取扱いのある事業場にばく露作業報告の提出を義務付けており（EUではREACHに基づき1t以上について義務付け）、提出のあった事業場に対しばく露実態調査を行い、この結果を基に、ばく露評価を行っているが、候補物質が拡大する中で、事業場あたりの製造・取扱いが500kgに満たないため、ばく露情報が入手できないケースが増えている。

しかしながら、少量取扱い作業の中には特殊なばく露シナリオを有するものがあり、これらを的確に把握する必要がある。

このことから、ばく露評価のあり方について検討が必要である。

